



長崎県公報

目 次

- ◎ 五島海区漁業調整委員会告示
・ 漁業法第89条第4項の規定に基づく意見の聴取

所管課（室）名
五島海区漁業調整委員会

五島海区漁業調整委員会告示

五島海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法第86条第4項で準用する同法第89条第4項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。
令和6年5月9日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

1. 予定されている不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 予定される処分内容

令和5年9月1日付けで知事が免許した区画漁業権五区第1300号、五区第1312号及び五区第1313号第1種くろまぐろ小割式養殖業に付した条件を下記のとおり変更するもの。

(2) 根拠となる法令の条項

漁業法（昭和24年法律第267号）第86条

2. 不利益処分の原因となる事実

当該漁業権者である上五島町漁業協同組合および神部漁業協同組合からの請願による。

3. 意見の聴取の日時及び場所

日時：令和6年5月16日（木）

10時15分から10時30分まで

場所：長崎県五島振興局4階A会議室

五島市福江町7番1号

記

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 五区第1300号

新	旧
1. 略	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。
2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗（以下、移送分とする。）については、直径20メートルの円形生簀31台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,570平方メートル、移送分の生簀の総面積が9,734平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数	2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗（以下、移送分とする。）については、直径20メートルの円形生簀25台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,570平方メートル、移送分の生簀の総面積が7,850平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数

<p>を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 略</p>	<p>を変更することは差し支えない。</p> <p>3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000尾を超えてはならない。</p>
<p>4. 略</p>	<p>4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。</p>

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 五区第1312号

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀16台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が5,024平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p>	<p>1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀14台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,396平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p>
<p>3. 略</p>	<p>3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、1,249尾を超えてはならない。</p>
<p>4. 略</p>	<p>4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。</p>
<p>5. 略</p>	<p>5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない</p>

電話代表
直通
(八二四)
二一一
四一

【免許の条件 新旧対照表】第1種区画漁業権 五区第1313号

新	旧
<p>1. 略</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀38台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が11,932平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p>	<p>1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。</p> <p>2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀31台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が9,734平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。</p>
<p>3. 略</p>	<p>3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2,864尾を超えてはならない。</p>
<p>4. 略</p>	<p>4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。</p>
<p>5. 略</p>	<p>5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない</p>

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号
株式会社
寺クイック
田宏
プリン
ト
弥ト